

公安委員会 決 裁 資 料	「道路交通法に定める鹿児島県公安委員会が行う 業務委託に関する認定基準」の一部改正について	令和 7 年 2 月 6 日 交 通 企 画 課
1 業務委託に関する認定基準について 道路交通法において公安委員会が委託できる事務（安全運転管理者講習、更新時講習等）について定めがあり、同法施行規則において委託できる法人等について、「公安委員会が各事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力（設備）を有すると認める法人（もの）」と規定 上記事務を法人等に業務委託するにあたり、必要かつ適切な組織、設備及び能力について具体的な認定基準を定めたもの （平成25年 1 月11日鹿児島県公安委員会告示第 2 号） 2 認定基準の改正理由・概要 (1) 道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第32号）により、個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）への記録（マイナンバーカードと運転免許証の一体化）に関する規定が令和 7 年 3 月24日から施行されることに伴い、認定基準の「運転免許証」を「運転免許証等」に変更 (2) 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第68号）により、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設する旨の規定が令和 7 年 6 月 1 日から施行されることに伴い、認定基準の「禁錮」を「拘禁刑」に変更 (3) その他語句の修正等 3 施行日 令和 7 年 3 月24日 ただし、拘禁刑に関する部分については、令和 7 年 6 月 1 日		